

海外一般消費者向け地酒パンフレット制作業務委託
プロポーザル募集要項

令和7年4月2日

岐阜県商工労働部県産品流通支援課

目次

第1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
第3	評価に関する事項	4
1	評価方法	
2	評価会議	
3	プロポーザル評価基準	
第4	選定に係る事項	5
1	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
2	選定結果等の通知及び公表	
第5	契約の締結	5
第6	著作権等に関する事項	5
第7	業務の適正な実施に関する事項	5
第8	業務の継続が困難となった場合の措置について	6
第9	「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく 通報義務	6
第10	その他	6
第11	問合せ先	6
別表	評価項目及び評価内容	7

海外一般消費者向け地酒パンフレット制作業務委託 プロポーザル募集要項

県内酒蔵の日本酒を海外の一般消費者に分かりやすく効果的にアピールすることを目的とした「海外一般消費者向け地酒パンフレット制作業務委託」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

海外一般消費者向け地酒パンフレット制作業務委託

2 業務内容等

別添「委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から2025年9月17日（水）まで

4 委託費の上限

4,720,391円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を適切に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 岐阜県内に事務所又は事業所を有している法人であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑩ 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うに当たっては、当該免許、許可、認可を受けている、または受ける見込みがあること。

2 企画提案書の作成

以下の項目（「委託業務仕様書」も参照すること）について、企画提案書（様式1）により企画・提案してください。なお、企画提案書は30ページ以内（表紙を含む）とし、その様式等は日本産業規格A4縦型（一部A3判資料の折込使用可）とします。また、使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 実施方針
- (2) 具体的な企画内容及び運営手法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 事業実施体制

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公開・配布	令和7年4月2日（水）～4月25日（金）正午
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年4月2日（水）～4月18日（金）正午
③ プロポーザル参加申込受付	令和7年4月2日（水）～4月25日（金）正午
④ プロポーザル企画提案書受付	令和7年4月2日（水）～5月2日（金）正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年5月中旬（予定）
⑥ 評価結果の公表・通知	令和7年5月下旬（予定）

(2) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和7年4月2日（水）～4月25日（金）（閉庁日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（最終日4月25日（金）については、正午までとする。）

② 配布場所

募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下ページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/424462.html>

※紙媒体での配布を希望の場合は、以下の配布場所までお越しください。お越しの際は、岐阜県庁1階総合受付に要件等を伝えて入庁手続きを行い、エレベーターで10階までお越しいただき、10階に着きましたら備え付けの電話で県産品流通支援課海外展開係（内線3812）におかけください。

〔配布場所〕 岐阜県商工労働部県産品流通支援課

（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

(3) 質問の受付、回答

① 受付期間

令和7年4月2日（水）～4月18日（金）正午（必着）（閉庁日を除く。）

② 提出方法

質問書（別紙1）を県産品流通支援課あてに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出し、その旨を電話にて通知してください。

なお、その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：c11370@pref.gifu.lg.jp

※電子メールの件名に、「【質問】海外一般消費者向け地酒パンフレット制作業務委託」と記載してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/424462.html>

(4) 参加申込の受付

- ① 受付期間
令和7年4月2日(水)～4月25日(金)正午(必着) (閉庁日を除く。)
- ② 提出方法
必要な書類を添えて参加申込書(別紙2)を県産品流通支援課まで持参(持参方法は、(2)②と同様)又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が証明される方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書等の受付

- ① 受付期間
令和7年4月2日(水)～5月2日(金)正午(必着) (閉庁日を除く。)
- ② 提出書類
ア 企画提案書(様式1) ※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。
イ 見積書(様式2)
ウ 法人等概要書(様式3)
エ 行政機関等からの業務受託実績書(様式4) ※実績がある場合
オ 社会的課題等への取組み(様式5)
- ③ 提出部数
8部(正本1部、副本7部。参考・説明資料含む。)
- ④ 提出方法
(4)②と同様
- ⑤ その他
必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
エ 募集要項に違反すると認められる場合
オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
カ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
ク 事業者選定終了までに、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示した場合
ケ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません(軽微なものを除く)。
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。
- ⑦ その他
ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
イ 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)に基づく情

報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（別紙3）を、県産品流通支援課に持参又は郵送により申し出てください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 事業における人件費等の経費について、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「海外一般消費者向け地酒パンフレット制作業務委託」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議における評価は、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

（1）開催日時・場所

日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

（2）企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

評価会議構成員からの質疑 15分間程度

（3）注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は2名以内とします。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

なお、各評価項目の合計点を1構成員につき100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

（1）順位 の付与

各構成員の採点の総合計を評価点とし、構成員ごとに評価点の高い順から順位点を付します。構成員の順位点の合計が最低点の者について構成員の意見も踏まえて総合的に審議の上、最優秀提案者として選定します。ただし、順位点の合計が最も低い提案者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。なお、順位点の合計が最も低いかつ提案金額が最も低い提案者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きのうえ、最優秀提案者を決定します。

（2）提案者が一者又ははない場合の取扱い

提案者が一者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

2 選定結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（ただし、応募者が2者の場合には公表しません。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者に対し、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行いますので、電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出していただきます。

なお、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

また、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

第6 著作権等に関する事項

仕様書別記1「著作権等取扱特記事項」による。

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部を委託することができる。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

4 セキュリティ対策

仕様書別記3「情報セキュリティに関する特記事項」によること。

5 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

6 立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

第8 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

第9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができる。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第10 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第11 問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課 海外展開係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階
TEL：058-272-8090（直通）
FAX：058-278-3563
E-mail：c11370@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

別表

【評価方法】

- ①下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。
- ②評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とする。基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、…）
- ④各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
① 共通事項（25点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	事業方針	事業の趣旨を理解し、県産日本酒の魅力向上に資する事業展開・スキームとなっているか。	10	8	5	2	0
2	酒蔵および関係機関との調整	酒蔵および関係機関への取材や調整を円滑に実行するためのノウハウやネットワークを有しているか。	10	8	5	2	0
3	全体スケジュール	事業を適切かつ効果的に進めるにあたり、妥当なものとなっているか。	5	4	3	1	0
② 企画提案に関する事項（55点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	パンフレットの原稿作成 ※日本酒の基礎情報	海外の一般消費者に対し、日本酒の基礎情報を分かりやすく発信するための内容、構成、デザインを提案しているか。	15	12	9	3	0
2	パンフレットの原稿作成 ※県内酒蔵の魅力紹介	海外の一般消費者に対し、県内酒蔵の特徴及び魅力を効果的に発信するための内容、構成、デザインを提案しているか。	15	12	9	3	0
3	パンフレットの構成・編集及び制作	パンフレットの内容を適切に取りまとめたうえで、海外一般消費者向けに魅力的な構成・編集、用紙規格、完成サイズ、綴じ方（折り方）及びアドバイザー起用等が提案されているか。	20	16	10	4	0
4	電子媒体による応用	二次元バーコード誘導を想定し、Webサイト上で閲覧しやすい形式が提案されているか。	5	4	3	1	0
③ 業務の実施体制等に関する事項（20点）			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	経営基盤・業務実施能力・体制等	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤、実施能力、実績を有し、県や県内加工食品事業者等、バイヤーと円滑・迅速に連絡調整できる体制が整っているか。	10	8	5	2	0
2	事業費の妥当性	事業費の積算は、提案されたそれぞれの企画内容と整合し適切であり、業務規模と大きくかけ離れていないか。	5	4	3	1	0
3	社会的課題等への取り組み	「仕事と家庭の両立支援」（1点）「障がい者雇用」（1点）「若者の採用・育成」（1点）、「パートナーシップ構築」（1点）、「事業継続計画（BCP）の策定」（1点）といった社会的課題等の解決に積極的に取り組んでいるか。	（ /5点）				
合計100点満点							